

2012年6月  
日本共産党京都市会議員団

### 京都市会の基本理念の検討にあたって

京都市会は、主権者である市民によって選挙で選ばれた議員で構成される、市民の代表機関である。

日本国憲法は、地方自治体の制度として、それぞれ直接選挙で選ばれた、議員からなる議会と市長とによる二元代表制をとっており、議会と市長は、相互に独立対等な立場で、適切な緊張関係を保ちながら、市政を運営していく。

京都市会および議員は、条例の制定や改廃などを通して、市の団体意思を決定するとともに、市政運営に市民の声を反映させ、執行機関の監視機能を発揮する。市長は、行政の執行責任者として、市の施策を実施する。両者が役割を果たすことで、よりよい市政を実現していく。

主権者である市民が主人公となり、市民参加による真の地方自治の確立を図り、京都市政をより市民の視点に立ったものにするために、市民に身近な存在であり、多様な意見を反映する議会のさらなる充実・強化が求められている。

京都市会は、不断に議会改革に取り組む。そして、本市の住民自治と民主主義を発展させ、憲法と地方自治法に定める、平和、基本的人権、住民福祉の向上に寄与する。